

令和6年度 奥出雲町立馬木小学校 いじめ防止基本方針 (概要版)

1 いじめの定義

馬木小学校では、いじめの定義を「いじめ防止対策推進法」(第1章 第2項)にしたがい、以下のように定義をする。

児童等に対して当該児童等が一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「島根県いじめ防止基本方針」には「いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」としている。本校でも、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるような学校づくりに全力で努めていかなければならないと考える。

そこで、学校、家庭、地域、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生した場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、「馬木小学校いじめ防止基本方針」を定めた。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者・地域への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者・地域の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対して、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 馬木小学校における「いじめ防止」に関する目指す児童像

- ・「いじめ」を「しない・させない」児童の育成
- ・安全で安心して学校生活を送る児童の育成
- ・様々な活動に意欲的に取り組み、個性や能力を十分に伸張することができる児童の育成

5 具体的な方策

(1) いじめの防止について（未然防止のための取り組み）

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。以下の事項に重点的に取り組む。

- ・分かる授業づくり
- ・特別支援教育の充実
- ・人権・同和教育，道徳教育の充実
- ・教職員研修の充実（随時）
- ・地域・保護者への啓発・要請

(2) いじめの早期発見について

（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種アンケート調査を併用する。なお、調査を行った際は、分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(3) いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「生徒指導対策委員会（いじめ防止対策委員会）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、被害児童及び加害児童の保護者には速やかにかつ誠意をもって事実等連絡を行い、理解協力を得る。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、奥出雲町教育委員会と連携を図り、三成広域交番、馬木駐在所と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

